

「ICTサービス安心・安全研究会」開催要綱（案）

1 目的

2020年代の世界最高水準のICT社会の実現のためには、世界最高レベルの通信インフラの整備が必要である。そのためには、料金低廉化・サービス多様化のための競争環境の整備のみならず、それと車の両輪をなす安心・安全な利用環境の観点からも、直面する課題への対応とともに、2020年代を見据えた検討が必要である。

このような観点から、消費者保護ルールの充実等直面する課題への対応を中心に、中長期的な制度的対応も要すると見込まれる課題への対応について検討することを目的として、本会を開催する。

2 名称

本会は、「ICTサービス安心・安全研究会」と称する。

3 検討事項

- (1) 消費者保護ルールの見直し・充実
- (2) ICTによる2020年代創造のための青少年保護・育成の在り方
- (3) その他の検討事項
 - ① ICTサービスに係る利用者情報の適正な取扱いの在り方と普及促進
 - ② ICTサービスの進展に応じた新たな課題

4 構成及び運営

- (1) 本会は、総務省総合通信基盤局長の研究会として開催する。
- (2) 本会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本会には、座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、本会構成員の互選により定めることとし、座長代理は座長が指名する。
- (5) 座長は本会を招集し、主宰する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本会を招集し、主宰する。
- (6) 本会は、必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (7) 座長は、本会の検討を促進させるため、必要に応じて、ワーキンググループ等を開催することができる。
- (8) ワーキンググループ等の構成員及び運営に必要な事項については、座長が定めるところによる。
- (9) その他、本会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 庶務

本会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課がこれを行うものとする。

「ICTサービス安心・安全研究会」構成員（案）

（敬称略・五十音順）

【構成員】

あいだ 相田	ひとし 仁	東京大学大学院工学系研究科教授
おおたに 大谷	かずこ 和子	株式会社日本総合研究所法務部長
おかむら 岡村	ひさみち 久道	弁護士・国立情報学研究所客員教授
きよはら 清原	けいこ 慶子	三鷹市長
くわこ 桑子	ひろゆき 博行	違法・有害情報相談センター長
これえだ 是枝	のぶひこ 伸彦	電気通信サービス向上推進協議会長
こんどう 近藤	のりこ 則子	老テク研究会事務局長
ししど 宍戸	じょうじ 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
しんぼ 新保	ふみお 史生	慶應義塾大学総合政策学部教授
ながた 長田	みき 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局次長
にいみ 新美	いくふみ 育文	明治大学法学部教授
はしもと 橋元	よしあき 良明	東京大学大学院情報学環教授
ひらの 平野	すすむ 晋	中央大学総合政策学部教授